令和5年3月定例会

教育民生委員会会議録

3月15日(水)

防 府 市 議 会

令和5年第2回 教育民生委員会会議録

〇日 時 令和 5 年 3 月 1 5 日 (水) 午後 1 0 時 0 0 分

○場 所 議会棟 3 階 全員協議会室

〇付議事件

(1) 議案第33号 令和5年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第34号 令和5年度防府市と場事業特別会計予算

議案第36号 令和4年度防府市交通共済事業特別会計予算

議案第37号 令和5年度防府市介護保険事業特別会計予算

議案第38号 令和5年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第47号 防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例及び防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例中改正について

議案第48号 防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例及び防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例中改正について

議案第50号 防府市犯罪被害者等支援条例中改正について

議案第51号 防府市犯罪被害者等支援条例中改正について

〇出席委員(9名)

こずえ 教育民生委員長 藤 村 教育民生副委員長 河 村 孝 教育民生委員 青 木 明夫 卓 成 石 田 和 夫 上 田 IJ 憲二 河 杉 IJ 力 志 清 水 IJ 田中 健 次 IJ IJ 田中 敏 靖

〇欠席委員(なし)

〇委員外議員 (6名)

久保潤雨田田村木重土土土土田田田田田

〇説明のため出席した者(11名)

生活環境部長 金澤 哲 生活環境部次長 尾中 克則 嶧 田 直朗 生活安全課長 保険年金課長 柳 仁 志 隆 健康福祉部長 藤井 健康福祉部次長 松村 訓規 高齢福祉課長 吉 武 圭 典 高齢福祉課主幹 阿部 かおり 子育て支援課長 桑原 明哲 社会福祉課長 努 栗原 社会福祉課主幹 大場 直美

〇出席書記

中井 敏貴

午後10時00分 開会

○藤村委員長 おはようございます。

ただいまから教育民生委員会を開催いたします。本日、欠席の報告のありました委員はおりません。また、田中敏靖委員におきましては、公務により途中より出席との連絡を受けております。

それでは、さきの本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件について審査 を行いますので、よろしくお願いいたします。

議案第33号 令和5年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第34号 令和5年度防府市と場事業特別会計予算

議案第36号 令和5年度防府市交通災害共済事業特別会計予算

議案第38号 令和5年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

○藤村委員長 初めに、議案第33号、議案第34号、議案第36号及び議案第38号の 4議案を一括議題といたします。

まず、議案第33号令和5年度防府市国民健康保険事業特別会計予算について執行部の 補足説明を求めます。

○尾中生活環境部次長 おはようございます。令和 5 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、その主なものを予算参考資料により御説明を申し上げます。では、予算参考資料の 4 1 1 ページをお願いいたします。

国民健康保険事業につきましては、被保険者数の減少に伴いまして、保険料収入が減じる中、1人当たりの療養給付費等は増加しておりますけれども、基金繰入金等で賄いますことから、令和5年度の保険料は据え置くことといたしております。なお、国民健康保険料の賦課限度額については、引上げを予定しておりまして、後ほど、議案第51号の防府市国民健康保険条例中改正についてで、御審議をいただくことといたしております。

414ページをお願いいたします。

上段の徴収費でございます。徴収費の枠の下のほう、事務費の内訳の中のコールセンター事務委託料につきまして、これまで一般会計のほうから支出をしておりましたけれども、コールセンターでは市税だけではなく、国民健康保険料、それから介護保険料、後期高齢者医療保険料の対象としておりますので、実態に即しまして、令和5年度からそれぞれの特別会計から支出することとし、委託料を計上いたしております。

続きまして、418ページをお願いいたします。

上段の出産育児諸費でございます。出産育児一時金の支給額は、現行、出産育児一時金40万8,000円と、産科医療補償制度の掛金1万2,000円を合わせまして、総額42万円ですけれども、令和5年4月1日から出産育児一時金を8万円引き上げまして、総額50万円を支給することといたしております。

なお、この出産育児一時金の引上げにつきましても、後ほど議案第51号の防府市国民 健康保険条例中改正についてで、御審議をいただくことといたしております。

419ページをお願いいたします。

傷病手当金でございます。この制度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に対して手当金を支給をいたしております。本年1月に、政府から、5月8日以降は新型コロナウ

イルス感染症を 5 類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえまして、傷病手当金 については、現在のところ、同日以降、その取扱いを終了することといたしております。

続きまして422ページをお願いいたします。

特定健康診査等事業費でございます。生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、40歳以上75歳未満の被保険者を対象に特定健康診査を実施いたします。令和5年度は受診率向上のため、集団健診の実施回数を増やすとともに、電話による受診勧奨の対象者を増やして、受診者の増加に努めてまいります。

423ページをお願いいたします。

保健事業費でございます。人間ドックの利用助成や糖尿病性腎症の重症化予防に取り組むとともに、はり・きゅう施術利用の助成等を行ってまいります。

続きまして、予算書の37ページをお願いいたします。

先ほど徴収費のところで説明をいたしましたコールセンター業務委託につきまして、複 数年で契約を締結するため、債務負担を設定するものでございます。

歳出については以上でございます。

歳入につきましても、予算書で御説明を申し上げます。予算書の548ページ、 549ページをお願いいたします。

上から2段目の1目国民健康保険基金繰入金につきまして、国民健康保険事業特別会計 全体の収支を勘案して財源不足に対応するため、2億9,000万円を計上いたしており ます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- ○藤村委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。
- ○清水委員 参考資料の418ページ、ここの出産育児諸費についてお伺いいたします。 今回、42万円から50万円に引き上げられたというふうに御説明がありましたが、ここ に被保険者が出産したときに、その世帯の世帯主に対して出産育児一時金として支給する というふうに書いてありますが、これは世帯主の口座のほうに支給されると思うんですが、 これを出産した本人の口座に支給する、そういう方法というのはできないんでしょうか。
- ○柳保険年金課長 すみません、そこを私のほうで把握しておりませんので、また後ほどでよろしいでしょうか。
- ○清水委員 分かりました。コロナ禍のときの特別定額給付金、これのときなんかも、世帯主のほうの口座に支給されるという形でしたけれども、その後、いろいろ問題が出て、一定の条件で個人の方の口座にも振り込むことができると。希望された方については、そういうふうにしていたというふうに思うんですが、これは実際、いろんなケースが想定さ

れると思います。全国のほかの自治体でも、出産した本人の口座に振り込むこともできる というようにされているところもありますので、そういったところ、希望される方につい ては、その要望に応えられるような、そういった柔軟な体制にしていただくことを要望い たします。

以上です。

- ○藤村委員長 ほかにございませんか。
- **○河杉委員** 疾病予防のところの特定健診ですけれども、422ページ、特定健康診査のところで、今回は事業費として増えているんですけれども、新たに集団健診を行いたいと。これまで何回やって、何回増やしていきたいのか。それと受診率等が分かれば教えてください。
- 〇柳保険年金課長 お答えいたします。

集団健診につきましては、令和4年度におきましては、保健センターで3回、公民館で4回、計7回の集団健診を実施いたしました。令和5年度につきましては、西浦を増やして、計8回ということにする予定にしております。

受診率につきましては、令和3年度でいいますと、最終的には32.5%になっておりまして、前年比で1.8ポイント上昇したということになっております。

以上でございます。

○河杉委員 特定健診は予防の意味では非常に有効なことだと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それから、424ページの基金なんですが、5年度末の基金が約16億円です。ですから、これだけあれば、ある程度は泳いでいけると思うんですけれども、どうしても少し減っていく傾向にあろうかと思いますが、5年度は2億9,000万円を取り崩していらっしゃいますけれども、今後、この基金については、出納閉鎖してみた段階で、これは年度末での見込みの数字だろうと思いますけれども、この16億円くらいで、推移はどのように予想されていらっしゃるのか。ある程度は増やしていかないといけないのだろうと思うんですが、そのところをお願いします。

○柳保険年金課長 基金につきましては、5年度の予算は2億9,000万円を取り崩し、 基金から繰り入れるというふうにさせてもらっておりますけれども、3年度決算後の基金 としては、18億円ございます。令和3年度の3月補正のときには、約5,000万円の 赤字を計上しておりましたけれども、それから黒字になったことにより、積立てをさせて いただきました。

以上でございます。

- **○河杉委員** 今後の流れの中で、ずっと基金は減っていくのかなという気は、この数字から見ればせんことはないのですけれども、当然、一般会計の繰入れもあろうかと思いますが、ただその中で、一般会計からの部分は必要条件以外は無理なんですけれども、ある程度実装していくについては、今後、基金はちょっと下がっていくようになって、使わざるを得ないようになってくるのですか。
- ○柳保険年金課長 基金につきましては、予算時期におきましては、当然、収入は少なめに、支出のほうを多めに計上しておるところでありますから、年度当初は基金から繰り入れたりとか、そういうふうな形を取っておりますけれども、最終的に決算になったら、この5年間でいいますと、1回ほど赤字がありましたけれども、あとは黒字ということになっておりまして、今、どちらかというと基金は増加傾向にあるという形になっております。
- ○河杉委員 分かりました。了解です。
- **〇石田委員** 特別会計全般なのですけれども、滞納率は今どのくらいになっているのですか。
- **○柳保険年金課長** 3年度におきまして、国保についての収納率ということになりますけれども、96.57%ということになっております。
- **〇石田委員** ありがとうございます。コロナ禍が始まったころは、保険料を納めるのが厳 しいからという人に対して猶予の措置とか、転職した人とか、仕事を失った人とか、そう いうのがあったと思うんですけれども、今時点でそういった制度ってあるんですか。その 辺を教えてください。
- **〇柳保険年金課長** コロナが始まった頃は、国保料の減免制度もございました。あと、傷病手当金の支給、給付等もその頃に新設されております。今現在もあります。
- ○石田委員 ありがとうございます。私も過去に、経済的に困難になって、もう支払いができないからということで、金額を落としてくれないかとか、そういう人って封筒を開ける気にもならんのですよね。開けんまま置かれていて、かなり滞納があってということで、当時、減免の時期にも間に合わなくて、対象にならなかったんですけれども、コールセンターもしっかりやられているので、その辺の細やかなお知らせというか、そういう制度もありますよとか、窓口に行けば、すごい親身になって相談に乗っていただけるのは承知しているんです。何回か、いろんな人を連れて行ったことがあるんですけど。ただ、とにかく逃げればいいんだみたいな感じに思われている人も結構いらっしゃるので、その辺、コールセンターとかお知らせとかも含めて細やかな対応を取っていただきたいなと思いますけれども、その辺どうですか。
- ○柳保険年金課長 保険料を賦課する側ということで、保険年金課がございますけれども、

こちらのほうとしては、こういった制度がございますということで、市広報とか、パンフレット、チラシ等で周知のほうをさせていただくとともに、コールセンターのほうは、どちらかというと保険料の収納の部分にございますので、そちらのほうで、納期が来ますけどということで電話をさせていただいているということは聞いております。

- **〇石田委員** ありがとうございます。コールセンターでお知らせするときに、ちょっと難 しいようなら相談に来てくださいね、乗りますよと、当然、ここまで言っていただけてい るんですよね。その辺を教えてもらいたい。
- ○柳保険年金課長 コールセンターについては、収納課の担当になりますけれども、もし納付がなかなか難しいということであれば、収納課のほうに御相談くださいということで、恐らくそういった案内もされていると思います。
- **〇石田委員** 思いますじゃいけないので、しっかりと、その辺の減免の制度もありますよとか、その辺の細やかなお知らせをしてあげるようによろしくお願いいたします。よろしいですか。
- 〇柳保険年金課長 はい。
- ○藤村委員長 ほかにございませんか。
- 〇田中(健)委員 最初が414ページです。参考資料のほうです。最初に説明がありましたけれども、徴収費でコールセンターにということで、ここで412万円くらい増えているということで、前年度と比べても徴収費が500万円ちょっと増えているという格好になるわけですが、それで、コールセンターの関係、先ほど債務負担行為も示されましたけれども、ほかの税の関係、それから、後で審議する介護保険のほうも、コールセンターが新年度に入っておりますが、この辺の割合はどういう形で調整をされたわけですか。件数で比率をやったわけですか。
- ○柳保険年金課長 お答えいたします。

コールセンターのほうで、市税、介護、後期、国保と、こういった件数を把握しておりまして、それによって案分を今回させていただいております。

- **〇田中(健)委員** それは決算に基づく数字ですよね。どれだけ収納が芳しくないかということは、今の段階では分からないわけですよね。前年度の決算で、大体、税の部分がこれぐらいの件数、国保料の部分がこれぐらいという形で、だから1年遅れでそれをやっていくということになるんですか。それとも、これは決算段階で最終的に調整をするような形になるんですか。
- **〇柳保険年金課長** 件数につきましては、2年、3年度の実績に基づいて案分をさせていただいております。

- **〇田中(健)委員** 予算をつくるときには、そういうふうにせざるを得ないんですが、最終的に決算段階で、それは件数で、この部分が幾ら、この部分が幾らという形で、決算段階では案分するんですかということです。
- **〇柳保険年金課長** 2年、3年、そんなに変わっておりませんので、決算によって、また変えていくというところまでは考えておりません。
- **〇田中(健)委員** 今までは、国保会計の分を一般会計で見るという形でしたから、ある程度は、これから一般会計からの繰入れみたいな形で国保財政に寄与しておったわけですが、実情、やはりするということであれば、決算の段階では、最終的にどこの部分が幾ら払う、どこの会計で幾ら払うというような形にしていただかないと、ちょっと困ると思うんですが、そういうようなことの集約はコールセンターのほうではできないわけですか。どれについて何件電話したかというのは分かると思うんですけれども。
- ○藤村委員長 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午後10時27分 開議

- ○藤村委員長 休憩を閉じて会議を再開します。
- ○金澤生活環境部長 ただいまの御質問なのですけれども、今年度から実情に合わせてということで、各会計から支出ということで、予算の計上に当たりましては、過去の実績を踏まえまして、件数等で案分した形で計上させていただいております。

基本的に大きく変わるような傾向は見られないということで、過去の実績を基に予算を 計上しているんですけれども、来年度、初めてということで、またその状況を踏まえまし て、大きく変動があるようでしたら、その辺は見直しが必要かなとは考えておりますけれ ども、今のところは予算そのままでということで行きたいと考えております。

〇田中(健)委員 分かりました。ただ、実績が変わらなければそれでいいかもしれませんが、やはり実績に基づいて各会計が負担するというのが正しい姿だと思いますので、それに近づけるような形で、今後していただくことを要望しておきます。

引き続いて、419ページですが、傷病手当金について、コロナの関係で、この傷病手当金、前年度当初10万円でしたが、途中で補正があって、確か金額が増えたと思うんですが、新年度は210万円になっていますが、我々議員のところには、3月14日付のお知らせで、要するに5月8日から5類感染に位置づけるという形の方針が示されたということで、5月8日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給は終了しますと。だから5月8日以降に感染した場合は、傷病手当金のあれに

はならないということで、感染するなら5月7日までにしないといけないということになりますが、5月7日までに感染をすれば、その後、休んだ分も見てもらえるという解釈でいいわけですか。

〇柳保険年金課長 お答えします。

お見込みのとおり、5月7日までに感染された者で、その後、休まれたことについては 支給対象になります。

- 〇田中(健)委員 分かりました。そうなると、支給の受付は、当然5月とか6月とかい う形で延長されるわけですが、その辺のことについては何か、いつまでに受け付けるだと かいうのはあるわけですか。
- ○柳保険年金課長 実際の医療費等の給付に関する請求ですけど、2年間遡ってできますので、そこまで申請できるというふうに今は認識しております。
- 〇田中(健)委員 分かりました。2年間猶予があればいいと思うんですが。

それで、このことについての広報を早急にしなければならないと思うんです。今、マスクがどうだとか、2類から5類という形が盛んに出ておりますけれども、それによって傷病手当金がなくなるということまで、なかなかテレビでは報道してくれません。そういう意味で、これについて、市広報で早急にこういったことについての案内もしなければならないと思うんですが、この辺の対策は、新年度予算の執行ということでどうなっているんしょうか。

- ○柳保険年金課長 今、現段階では、市広報等で傷病手当を周知しているのが3月31日までというふうになっております。それを今、5月7日までということを、4月1日号の市広報で周知しようとしております。それに併せて、傷病手当金は終了しますというのと、2年間遡って申請できますということを周知していきたいと思っております。
- **〇田中(健)委員** 分かりました。その辺、手際よくされているということで安心しました。

それでは、保険料の減免について、先ほど今時点は減免があると言われましたけれども、 これも4年度で終わる、5年度はなくなるということですよね。

- ○柳保険年金課長 お見込みのとおりでございます。
- 〇田中(健)委員 分かりました。この辺も併せて周知いただければと思います。

次が423ページです。保健事業費の歳入の内訳を見て、全体の予算の金額はほとんど変わらないのに、県支出金が300万円弱増えておりますが、これは何か事業について、これまで県の補助というのか、そういうものがなかったものが補助になったということでしょうか。

○藤村委員長 暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時38分 開議

- ○藤村委員長 では、休憩を閉じて会議を再開します。
- **〇田中(健)委員** 3番目のヘルスアップ事業ですけれども、実は私、体験をしまして、 非常に効果のある事業ですので、ぜひ、これは4年度と5年度、同額ですけれども、内容 をぜひ充実していただきたいと、これは非常に効果がある事業だと思いましたので、その ことをお願いしておきたいと思います。
- ○藤村委員長 ほかにございませんか。
- **〇石田委員** さっき言った減免制度はコロナしかないんですか。物価高対策では国がやっていないんですか。その辺を教えてもらったら。
- ○柳保険年金課長 物価高対策としては、こういった傷病手当でコロナの減免というのは、 コロナ限定で言えばないです。
- **〇石田委員** 詳しくないのであれなのですけれども、ほかのやり方があるんですかね。支 払いが困難になった方に対しての減免措置というのは。
- ○柳保険年金課長 コロナに限定しない保険料の減免については、今もやっておりますので、保険年金課のほうに御相談いただければと思っております。
- ○藤村委員長 ほかにございませんか。

ただいま委員外議員の方から発言をしたいとの申出がございましたが、これを許可する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○藤村委員長 御異議ないものと認めます。よって、委員外議員の発言を許可することに 決定いたしました。
- ○高砂委員外議員 申し訳ございません。お時間をいただきましたことに感謝申し上げます。 1 点のみ確認をさせていただきたいことがございましたので、手を挙げさせていただきました。参考資料の4 1 8 ページの出産育児諸費、先ほど清水委員が御質問された箇所です。

出産育児一時金というところですが、世帯主の口座に入金されるものではなく、(2)、その下の段に出産育児一時金の支払手数料ということも書いてございますけれども、医療機関が事務処理の中でされるものではないかと認識をしております。ですから、退院時に一時金に対する不足額を払えば、それで退院ができる。負担を軽減するために、そういっ

た措置をするというふうに国の制度が変わってきているのではないかというふうに認識を しております。そういったことですから、世帯主の口座をあちらにするとか、こちらにす るとかということは、そういった処理はなかったのではないかというふうに認識をしてお りますけれども、いかがでしょうか。

○柳保険年金課長 確かに、出産育児のほうについては、直接支払制度というのがございまして、かかった出産費用に対して出産育児一時金を充てることができるということで、 医療機関等に支払うことがほとんどでございます。出産育児一時金に届かない金額については、また世帯主に対して払っているか、御本人に払っているか、その辺はあやふやなところがございまして、答えられておりません。

以上です。

○高砂委員外議員 出産費用も、長年、時を経て、随分高額になってきているために、不足額を払うという負担が大きくなってきたがために、50万円ということを我が党でも要望いたしまして、大きく拡充されたということです。以前は一旦払って、高額なお金を準備して入院をしないといけないということがありましたけれども、今は、その一時金に対して不足だけを払えばいいということで、これは、ここ数年、徹底してきている制度ではないかというふうにも思っております。そういったお金の流れがあるものですから、世帯主の口座に入金されるものではないということを確認しておきたかったということでございます。制度の徹底をどうかよろしくお願いいたします。

以上です。

- ○藤村委員長 先ほどの答弁がございますか。
- **〇柳保険年金課長** 先ほど423ページの保健事業費のことで、県の支出金が増えている ということの御質問がございましたけれども、こちらのほうは過去の実績に基づいて、県 のほうが案分して市に請求しているもので、それによって今回増えているという形になっ ております。
- **〇田中(健)委員** ちょっとよく分からなかったんですけれども、過去の実績で案分する というのは、過去の保健事業の効果か何かが自治体ごとに算定されるわけですか。
- ○柳保険年金課長 事業の実績に基づいて、県が算出するということです。
- 〇田中(健)委員 事業の実績に基づいて金額が増えたり減ったりするということであれば、事業の実績というのは、何をもって事業の実績と言うのですか。先ほど、最初に河杉委員が質問された健康診査ですか、そういうものが反映されるのか、それとも全体的な国保会計というものが反映されるのか、保健事業費だからどうなるのかよく分かりませんが。
- **〇柳保険年金課長** 特定健診については、特定健診のほうで県支出金等がございますので、

そちらのほうでいくようになると思いますけれども、保健事業費のほうは、その後、ジェネリックとか、人間ドックとか、ヘルスアップとかありますので、そちらのほうでやっていくと思われます。

〇田中(健)委員 分かりました。仕組みがよく分かりませんが、事業費が減る中で、県の支出金が増えているので、こういったものはどういうことでなるのか、その仕組みを知りたいと思いましてお尋ねをしましたが、そういった事業によって県の支出が増えるということであれば、それによって市の国保会計が改善されるわけですから、その辺、どういうふうになるのか分析をしていただきたいということだけお願いして、この件については終わります。

先ほど髙砂議員が聞かれたことで、確かに過去は、先に全額払って、後で全額ということでしたけれども、そういう制度があるのを思い出しましたけれども、これは、現状、まだ100%、皆さんがそういうふうにされているということではないわけですか。先ほどの答弁を聞くと、何となくまだ両方あるような言われ方だったんですが。そうでなければ、そのために通帳のお金どうするかとか、みんな悩まないといけないところでありますので。〇柳保険年金課長 先ほど私が申したのは、例えば出産時に55万円かかったと。それに対して医療機関は最終的にかかった分の42万円を最終的に市等から受け取るようになると。残りについては本人からいただくようになるということをお伝えしたかったものでございます。

○藤村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

- ○藤村委員長 では、ないようですので、次に、議案第34号令和5年度防府市と場事業 特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。
- **○尾中生活環境部次長** それでは、令和 5 年度防府市と場事業特別会計予算につきまして、 予算参考資料により御説明申し上げます。

予算参考資料の427ページをお願いいたします。

と畜場につきましては、市民の食生活の向上及び食肉衛生の管理を図ることを目的として設置いたしております。

428ページをお願いいたします。

と場事業費でございますけれども、こちらは衛生管理責任者の報酬、それから各種委託 料など、施設を維持管理するための経費を計上いたしております。

次のページ、429ページをお願いいたします。

こちらは公債費でございますけれども、令和2年度に実施しましたHACCP対応工事

のために借り入れました市債の償還元金及び償還利子を計上いたしております。 説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- ○藤村委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。
- 〇田中(健)委員 確認で改めてお聞きするんですが、と場事業については、前から一般会計からの繰入れが問題視されて、と場の存続そのものも議論されたことがあるわけですが、そういう中で、事業者さんと段階的に使用料を引き上げていくということで、令和4年度に比べて令和5年度は事業収入が増えて、その分、繰入金が減るということですが、全体的には何か年計画であったのか。令和5年度は、その何年目になるのか。改めて、確認の意味で教えてください。
- 〇嶧田生活安全課長 お答えいたします。

令和5年度が3年目の最終年となっております。

- **〇田中(健)委員** 分かりました。そうなると、今後も令和5年度ぐらいの市の持ち出し というか、負担は引き続いて残っていくということになるわけですか。
- 〇嶧田生活安全課長 お答えいたします。

令和2年度にHACCPに対応するための施設の改修を行いましたので、その市債借入れに対する償還金が約250万円ございます。これについては、令和5年から9年間で返還していくということとしております。そちらについては、一般会計からの繰入れが生じてまいります。令和5年度、そのほかの繰入れについては、昨今の電気代の高騰、燃料費の高騰等を見込んで計上しているものでございます。

○藤村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

- ○藤村委員長 ないようですので、次に、議案第36号令和5年度防府市交通災害共済事業特別会計予算について執行部の補足説明を求めます。
- **○尾中生活環境部次長** それでは、令和 5 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算につきまして、予算参考資料により御説明を申し上げます。

参考資料の434ページからでございます。

本事業は、市民の交通事故に関して相互救済制度によりまして、市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として設置いたしております。

435ページをお願いいたします。

共済事業費では、加入促進のパンフレット等の作成費、それから加入の取りまとめをしていただきました自治会への謝礼金、それから交通災害に遭われた方への見舞金を計上いたしております。なお、必要経費の財源につきましては、共済会費及び繰越金等で賄って

おります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- ○藤村委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。
- 〇田中(健)委員 昨年の予算の概要と比べて、おやと思うことが一つありましたので、まずそれをお尋ねしますが、434ページです。歳入の説明のところの加入者数ですが、令和4年度は、大人については1万6,000人を見込んでおりました。これが新年度は1万4,558人と、細かな数字になっておりますが、多分、この辺が実績に基づく見込みだろうと思うんですが、前から言われるように減っております。中学生以下については、昨年度の見込みが1,700人でしたけれども、今年度は1,900人ということで、200人増えております。ということは、これが実績に基づく新年度の見込みという数字だと思うのですが、そうなると、中学生以下が増えるということになると、若い世代、今まで入っていたお年寄り世代が引き続いて残っているんだという見方をしておったんですが、若い世代で、利便性だとか、いろいろなものから、この加入者が多少戻ってきているという見方ができるのかなと思うんですが、この辺について、どうお考えでしょうか。

〇嶧田生活安全課長 お答えいたします。

交通災害共済の加入者数は年々減少傾向にございます。そうした中、中学生以下の児童は、掛金が1人100円と安く、自損事故にも対応できる本共済には加入しやすいというふうに考えておりますので、実際に防府市安全会議が行う交通安全教室等において、加入の周知を行っているところであり、加入促進に取り組んでいきたいということを考えて、多めに計上しております。

- **〇田中(健)委員** 実績ではなくて、今後そういうところを目指していきたいということで、ここを多めにしていると。こういうことですか。
- **〇嶧田生活安全課長** 実際 1 , 9 0 0 人が達成できるかどうかは難しいところもあるかも しれませんが、努めていきたいと思っております。
- **〇田中(健)委員** これまでは、どちらかというと、待ちの姿勢でこの事業に取り組んできたところがあるかもしれませんが、そういった中で、この優位性だとか、私の家族も中学生以下のときに、軽微な交通事故で手続をしたことがありましたが、非常に簡単な手続で見舞金がもらえるということで、いいなというふうに思ったことがありましたので、ぜひその辺を広げていただきたいと思います。

1つだけ、これはどうかなと思うのですが、ここで大人を大人と書いて、子どもを小人と書いてあります。最近は、この小人という表現はあまりしない形だろうと思います。交通安全共済の加入の保険証、申込書には、ここは小人と書いていなくて、中学生以下と書

いてあるわけです。それから、条例では義務教育の児童・生徒、それから未就学者という ふうに書いてあって、この小人という、子どもと読ませたりすることもあるようですが、 こういう言い方は、だんだん時代遅れになってきていると思いますので、今でも交通関係 だとか、そういうものには多少残っておりますが、最近は博物館とか行っても、中学生以 下という表示がほとんどだと思いますので、この辺も保険証だとか申込書には中学生以下 と書いてあるわけですから、ここもそういう表記にしていただければというふうに意見申 し上げておきます。

- ○嶧田生活安全課長 御提言ありがとうございます。適正に対応いたしてまいります。
- ○藤村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

- ○藤村委員長 ないようですので、次に、議案第38号令和5年度防府市後期高齢者医療 事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。
- **○尾中生活環境部次長** それでは、令和5年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算に つきまして、予算参考資料により御説明を申し上げます。

参考資料では455ページからでございます。

後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害がある方を被保険者とする制度でございます。保険者である山口県後期高齢者医療広域連合が、医療費の給付や保険料率の決定・賦課を行い、市では申請の受付業務と保険料の徴収業務を行っております。

では、458ページをお願いいたします。

徴収費でございます。そのページの一番下、事務費の内訳にございますコールセンター 業務につきまして、先ほど国保特会で説明をいたしましたとおり、委託料を計上させてい ただいております。

続きまして、459ページでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金でございます。徴収した保険料や広域連合の運営に係ります事務費等のほか、保険基盤安定負担金として保険料の軽減など、広域連合に納付いたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- ○藤村委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。
- 〇田中(健)委員 前年度と比較して、おやと思ったところは、先ほどのコールセンターと、もう一つ、457ページの総務管理費なんですけれども、総務管理費は、普通はほとんど変わらない、微妙に上がったり下がったりなんですが、457ページの下段にあるよ

うに、半分ぐらいになっているんですが、これはどういうことでしょうか。

〇柳保険年金課長 こちらのほうは、一体的実施について、一般会計のほうに移った関係 で、こちらのほうは減額になっております。

以上でございます。

- **〇田中(健)委員** それは、フレイルだとか、その辺の対応の一体的実施という、その辺の話なのですか。一体的実施というのがよく分からないんですが。
- ○柳保険年金課長 一体的実施というのは、フレイルなどをやった事業でございますけれども、高齢者の保健事業と介護事業の一体的実施ということでございます。これについて、人件費が一般会計に移っております。

それともう一つ、申し訳ございません、昨年、窓口の2割負担というのがございまして、 そちらのほうが新設されたことによって保険証を2回送っているんですけれども、5年度 は1回になるので、その分の郵便料等も減っております。

○藤村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 ないようですので、4議案を一括して議員間討議を行います。

[「進行」と呼ぶ者あり]

- ○藤村委員長 ないようですので、議員間討議を終結し、一括して討論を求めます。
- ○清水委員 ただいま上程されております4議案のうち、議案第34号及び36号については賛成の立場を、議案第33号令和5年度防府市国民健康保険事業特別会計予算及び議案第38号令和5年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算については反対の立場を表明いたします。

第33号国民健康保険事業特別会計予算につきましては、新年度の国保料については、 先ほど御説明がありましたように、これまでと変わらず据置きというふうになっておりま すが、県内他市と比べると、まだ高い水準となっております。高過ぎる保険料の引下げを するべきだという考えから、反対の立場を表明いたします。

議案第38号につきましては、この制度は75歳以上の人を国保や健保から切り離し、 高齢者だけの医療保険にして負担増を強いる医療制度であることから、この制度自体、反 対の立場を表明し、討論とさせていただきます。

以上です。

○藤村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

〇藤村委員長 それでは、討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっており

ます4議案については、反対の意見もありますので、挙手による採決といたします。

初めに、議案第33号についてお諮りします。議案第33号について、これを承認する ことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○藤村委員長 挙手多数でございます。よって、議案第33号については、現案のとおり 承認されました。

次に、議案第38号についてお諮りいたします。議案第38号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 举手〕

○藤村委員長 挙手多数でございます。よって、議案第38号については、現案のとおり 承認されました。

次に、議案第34号及び議案第36号についてお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案につきましては、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第34号及び議案第36号の2議案につきましては、原案のとおり全員一致で承認されました。

議案第51号 防府市国民健康保険条例中改正について

- ○藤村委員長 続きまして、議案第51号防府市国民健康保険条例中改正についてを議題 といたします。執行部の補足説明を求めます。
- **○尾中生活環境部次長** それでは、議案第51号防府市国民健康保険条例中改正について の御説明を申し上げます。

議案書の361ページをお願いいたします。

このたびの条例改正は、国民健康保険法施行令などの改正に伴いまして、本市国民健康保険条例について所要の改正を行うものでございます。

議案書の365ページの条例新旧対照表をお願いいたします。

まず、条例第6条、出産育児一時金でございます。子育て世代の経済的負担を軽減するための健康保険法施行令の改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、出産育児一時金の額を40万8,000円から8万円引き上げて、48万8,000円とするものでございます。なお出産育児一時金につきましては、産科医療保障制度の掛金1万2,000千円と合わせて支給をいたしますので、総額は42万円から8万円引き上げ、50万円というふうになっていまいります。

続きまして、議案書の365、366ページをお願いいたします。

ここでは条例の第11条の6の11、後期高齢者支援金等賦課限度額についてでございます。高所得者にも応分の負担を求め、中間所得層の負担上昇を抑制するための国民健康保険法施行令の改正に伴いまして、所要の改正を行うものです。賦課限度額につきましては、国民健康保険法施行令によりまして限度額が定められており、その範囲内で市が条例で定めることとされております。このたび政令で定める賦課限度額が引き上げられましたことから、改正の趣旨にのっとりまして、本市においても政令と同額に引き上げるものでございます。

改正の内容は、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を現行の20万円から2万円引き上げて22万円とするものです。なお、基礎賦課額及び介護納付金賦課額の賦課限度額については改正はございませんので、賦課限度額の合計は102万円から2万円引き上げられ、104万円というふうになっていまいります。

続きまして、議案書の366ページ、367ページでございます。

条例では第17条、軽減判定所得基準額についてでございます。物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が総体的に縮小しないようにするための国民健康保険法施行令の 改正に伴いまして所要の改正を行います。

低所得者に対します保険料の減額についての基準は政令で定められておりまして、この たび政令で定める軽減判定所得基準額が引き上げられましたので、改正の趣旨にのっとり まして、政令と同額に引き上げるものでございます。

改正の内容につきまして、議案書のまず366ページ、条例では第17条1項第2号におきまして、5割軽減の判定に用います被保険者数などに乗ずべき金額を現行の28万5,000円から29万円に引き上げました。また、議案書の367ページですが、同項第3号におきましては、2割軽減の判定に用います被保険者数などに乗ずべき金額を現行の52万円から53万5,000円に引き上げるものでございます。

では最後に、議案書の368ページをお願いいたします。

条例では、第23条の2、特例対象被保険者等に係る届出について、こちらは雇用保険 法施行規則の改正に伴って、所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、特例対 象被保険者等、つまり非自発的失業者でございますけれども、この方々が国民健康保険料 の軽減を受けるための届出書類に雇用保険受給資格通知を加えるものでございます。

改正条例の施行期日につきましては、議案書の362ページにお示しをいたしております。出産育児一時金、それから賦課限度額、それから軽減判定所得基準額の改正については、政令の改正に準じまして令和5年4月1日から、特例対象被保険者等に係る届出につ

きましては公布の目からといたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- ○藤村委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。
- **〇田中(健)委員** 確認するような質問ですが、賦課限度額の引上げの影響なんですが、 影響を受ける世帯数がどれぐらいあるのかということ、併せて、その世帯というのは収入 でいうのがいいのか、所得でいうのか分かりませんが、どちらでもいいですが、どれぐら いの収入の世帯になるのか。それだけお答え願いたいと思います。
- 〇柳保険年金課長 お答えします。

まず、影響を受ける世帯ということで、令和4年12月末で試算しているものでございますけれども、それで61世帯というふうにさせていただいております。

もう一つ、どのくらいの収入の方が影響を受けるかということになりますけれども、所得ではなくて、収入で御説明させていただきますと、国の資料によると、5年度に賦課限度額を2万円引き上げると、一定の条件ではございますけれども、3方式の場合は、単身世帯で給与収入、年金収入ともに1,050万円が影響を受けるというふうに聞いております。

以上です。

○藤村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 ないようですので、質疑を集結し、議員間討議を行います。

[「進行」と呼ぶ者あり]

- ○藤村委員長 ないようですので、議員間討議を終結し、討論を求めます。
- ○田中(健)委員 この議案に賛成の立場で討論をいたします。最初に、賦課限度額の引上げについてでありますけれども、これまでは中程度の収入の世帯でも賦課限度額にかかるというような形で反対をしておりましたが、今、お聞きしましたように、単身で1,050万円という収入ということになると、かなりの高所得者という形になりますので、応分の負担をしていただくという意味で、これについては認めたいと思います。あわせて、示されております物価上昇での影響を少なくしようという意味での改正、あるいは出産育児一時金の増額、こういったものについても趣旨はいいことでありますので、併せて全体を見て、特に異論があるところはありませんので賛成をしたいと思います。
- ○藤村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを承認すること

に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第51号につきましては、原案のとおり全員一致で承認されました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時20分 開議

議案第37号 令和5年度防府市介護保険事業特別会計予算

○藤村委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

初めに、議案第37号令和5年度防府市介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○松村健康福祉部次長 健康福祉部でございます。令和5年度防府市介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算参考資料の437ページをお願いします。

初めに、保険事業勘定でございます。令和5年度は第8期の介護保険事業計画の3年目、 最終年度に当たります。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよ う、様々な事業を実施してまいります。

予算総額は、歳入歳出とも合計120億1,700万円で、サービス対象受給者の増などにより、前年度と比較して2億4,400万円の増、率にして約2.1%の増加となっております。

それでは、歳出の主な事業を御説明いたします。

4 4 0 ページをお願いします。 4 4 0 ページ下段の介護認定審査会費につきましては、 要介護認定に伴う介護認定審査会及び認定調査に係る経費でございます。介護認定審査会 につきましては、前年度に導入したタブレット端末を活用し、ウェブ会議により開催する こととしております。

次に、442ページをお願いします。442ページの介護サービス等諸費につきまして は、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費の増を見込み、前年度より 増額いたしております。

次に、443ページをお願いします。443ページの介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者の通所リハビリテーション、訪問看護や福祉用具貸与などに係る給付費

を計上しております。

次に、446ページをお願いします。446ページ、特定入所者介護サービス等費につきましては、近年、減少傾向にございますことから、減額計上をしております。

次に、447ページをお願いします。447ページ、介護予防・日常生活支援総合事業費についてでございます。(1)の介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者及び総合事業対象者に対して、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスを実施するものでございます。特に、要支援者など比較的軽介護度の高齢者が、機能回復訓練や生活指導により、元の生活を取り戻せるよう、作業療法士や理学療法士等の専門職の指導による短期集中介護予防型サービスを推進いたします。

(2) の一般介護予防事業費では、住民が主体となって実施する介護予防教室や生活支援活動、事業所等が実施する介護予防教室などに対して補助を行います。

なお、④の地域リハビリテーション活動支援事業では、ケアマネジャーのアセスメント に当たり、より適切な目標設定のため、作業療法士や理学療法士を派遣いたします。

次に、448ページをお願いします。448ページ下段の包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括支援センターの運営、認知症総合支援、介護給付費等適正化、自立生活支援などのための費用でございます。

- (1)包括的支援事業費の③地域包括支援センター運営事業では、直営1か所、委託 4か所の地域包括支援センターの適切な運営により、引き続き、高齢者の相談への対応、 介護予防等を推進いたします。
- ⑤の生活支援体制整備事業では、高齢者の日常生活上の支援体制を強化する生活支援 コーディネーターとともに、新たに役割・いきがい支援コーディネーターを配置し、高齢 者が役割や生きがいを持って活動できるように支援いたします。
- ⑥の認知症総合支援事業では、認知症カフェを8か所設置し、認知症の本人と、その家族の心のケアに努めてまいります。

次の449ページに続きまして、(2)の任意事業費でございます。②の介護給付費等 適正化事業では、利用者の自立支援につながる適切なケアプランとなるよう、居宅介護支 援事業所のケアマネジャーが作成したケアプランの点検を行います。

次に、450ページをお願いします。450ページ、保健福祉事業費につきましては、 65歳以上の全ての高齢者を対象に、要介護状態となることを予防するため、介護専門職 の指導の下で実施する元気アップくらぶの運営経費の一部を補助いたします。

保健事業勘定につきましては以上で、続いてサービス事業勘定について御説明いたします。

453ページをお願いします。453ページ、サービス事業勘定でございます。

歳入につきましては、市直営の地域包括支援センターが担当する野島地区の要支援者の介護予防サービス計画収入を、また歳出につきましては、計画作成委託料等を計上しております。サービス事業勘定については以上でございます。

最後に、債務負担行為について予算書により御説明いたします。予算書をお願いいたします。予算書の700ページ、701ページをお願いします。

1段目の緊急通報体制整備事業につきましては、防府市高齢者等緊急通報体制整備事業に係る令和7年度までの業務委託料でございます。

2段目の認知症カフェ業務委託につきましては、市内8か所に設置しております認知症 カフェに係る令和6年度までの業務委託料でございます。

3 段目の市税等コールセンター業務委託につきましては、市税等コールセンターに係る 令和8年度までの業務委託料のうち、介護保険事業の負担分でございます。

最下段の地域包括支援センター業務委託につきましては、市内5か所の地域包括支援センターのうち、市直営を除いた4か所に係る令和8年度までの業務委託料でございます。

介護保険事業特別会計予算についての御説明は以上でございます。御審議のほどよろし くお願い申し上げます。

- ○藤村委員長 それでは、執行部の補足説明に対する質疑を求めます。
- ○河杉委員 448ページですけれども、先ほどの御説明の中で、包括的支援事業というところで、本年度より役割・いきがい支援コーディネーターを配置するとなっております。 この方々の仕事内容と、それからどういった形で何人配置されるのか。その辺のところを 教えてください。
- ○阿部高齢福祉課主幹 お答えします。

人数は一概に決まっておりませんので、市の状況に合わせて適正に配置するということ になっておりますので、1団体・事業所等に委託しようと考えております。

一人役をお願いし、そこの事業所で業務のほうを遂行していただこうと考えております。 業務のほうなんですけれども、本市の事業なんですけれども、議員の皆さん御存じのと おり、短期集中予防サービスを市のほうが進めておりますが、この短期集中予防サービス は、高齢者の方が元の生活を取り戻すことを目標に、アセスメントをメインに行っている 事業なんですが、事業が終了した後、元の生活を取り戻した高齢者が元気な状態でこれを 維持するために、サービス終了後に、日常生活の中で活動量が確保されていること、社会 参加の場があること、役割・生きがいを持って生活していることということがかなり重要 になってまいります。そこで、高齢者の健康な状態を持続させるために、より適切な環境、 高齢者が短期集中を終わった後に、御自分が通いの場やサロン等の高齢者の集まる場に行きたいとか、就労して賃金を稼ぎたい、地域の方のお役に立ちたい、趣味の活動がしたいとか、いろんなニーズがございますが、そのニーズに応えるために、それぞれの適正な資源を提案していくものでございます。

今現在、防府市は生活支援コーディネーターというものを各包括に配置しておりますが、 生活支援コーディネーターの仕事量がかなり膨大になっておりまして、本人の希望にかな う、より適切な資源というものを提案することを目標に、通いの場の活動だけではなく、 地域の人の環境や民間サービス、商品等を広く把握するように努めなければいけないこと になっておりまして、また、就労活動の場を提供するためには、積極的に地縁団体や民間 団体に、就労活動を交渉する場合がございます。この交渉するというのが、なかなか生活 支援コーディネーターには仕事量の負荷がかかっておりまして、こちらのほうを切り離し、 高齢者のできること、役割を創出するためのコーディネート役、こちらのほうをこの事業 のほうでお願いしたいと思っています。

本人さんが御希望の場所、普通に通いの場に行きたいと言うんでしたら、生活支援コーディネーターが関与し、何かしらお仕事がしたいということでしたら、元気な方でしたら、シルバーのほうにお願いしたり。ただ、このシルバーというのが、いろんな民間企業もございますけれども、やはりお仕事というのが仕事ありきのものでございますので、完全なお仕事ができない、ちょっと体の弱った方、こういった方を民間の事業者につなぐためのお仕事をしてもらうことになっております。

簡単でございますが、以上です。

- ○河杉委員 より具体例を挙げられて、説明していただいたんですけれども、これまで生活支援コーディネーターの方々の仕事の範囲が広くなってきて、煩雑になってきたので、そういった高齢者の方々の仕事、それから昔の気持ちを取り戻すような形で、生活支援コーディネーターとは切り離して、特にそういった形で応援していこうと。こういったコーディネーターということでよろしいですよね。
- ○阿部高齢福祉課主幹 そのとおりでございます。
- **○河杉委員** 分かりました。これは大事なことだと思います。ですから、高齢者の方々が 気持ちを切り替えて前向きになっていくということは、当然、寄り添わなきゃできないこ となので、そういった形で応援するという意味では大変重要だろうと、少し期待をしてお ります。

以上です。

〇吉武高齢福祉課長 今の質問のところで、ちょっと補足をさせていただきます。このた

び、この事業は福祉事業の委託料ということで計上させていただいておりますが、委託先につきましては、個人でも団体でもいいというふうになっております。本市としましては、今考えておりますのは、各事業所が集まった団体のほうに委託をするということで考えておりまして、その委託を受けた団体の所属されている方々が市内全域で活動いただくというような形で考えております。だから、この人がコーディネーターという看板をすぐつけるわけではなくて、そのときに業務として、そのようにやっていただくということを考えております。

以上でございます。

- **○河杉委員** 分かりました。ということは、特定のコーディネーター、この人が特定だということではなくて、事業者に委託して、事業者もしくは団体の中で、こういった形のケアをお願いしますというふうな形で、その方々がケアしていくということですよね。
- **〇吉武高齢福祉課長** 今、そのような形で考えております。
- **○河杉委員** 了解しました。いずれにしてもいいことだと思いますので、よろしくお願い します。
- ○藤村委員長 ほかにございませんか。
- ○田中(健)委員 440ページですが、上段の徴収費で、コールセンターの事務委託というのが出ております。国保の特別会計の審査のときに議論させていただいたんですけれども、これまでは一般会計のほうでまとめて出していた。それを、令和2年度、3年度の実績に基づいて、これを国保、後期高齢、それから介護で分けて負担するというような話でありましたけれども、介護保険のほうで、今まで一般会計のほうで見ていただければ、それは一般会計からの介護特会への補助みたいな形になっていたわけですが、それを実情に合わせたということでありますので、それはそうするのが筋だろうと思うんですが、そうであれば、これは実績に基づいて、最終的に決算段階で調整してほしいということを意見として申し上げておきました。当面はそういう対応をしないような話でありましたけれども、やはり実情に応じてということであれば、最終的な電話をかけた件数などの実績に応じて、これを一般会計をひっくるめて、各会計で負担するのが、筋だろうと思いますので、これは意見として申し上げておきます。今後、内部で検討を深めていただきたいということを要望しておきます。

それから、事業の簡単なところをお聞かせ願いたいのですが、450ページですが、元気アップくらぶですけれども、高齢福祉課の前の廊下に防府の地図があって、そこにたくさん貼り出されて、各元気アップくらぶで活発にされているなというのが分かるわけですが、これに対する補助というのはどういうふうになっているのか。そして、元気アップく

らぶが、今、市内でどれくらいつくられているのか、お答え願いたいと思います。

○吉武高齢福祉課長 申し訳ございません。まず一つ、今、議員がおっしゃった地図の部分は、実はこの元気アップくらぶではなくて、似通っていて、ごっちゃになろうと思うのですけれども、あれは住民主体の介護予防教室、元気アップ体操の地図でございまして、元気アップくらぶのほうは、これは市が事業所のほうに補助金を出して、そういった通いの場をつくっていただくというものでございまして、こちらのほうは現在10か所ございます。

以上でございます。

〇田中(健)委員 すみません、確かに名前が似ていますね。私も前を通るたびに元気アップと書いてあったので、元気アップくらぶを元気アップ体操と間違えたのだろうと思うんですが、そうなりますと、元気アップ体操のほうは、これは事業の説明書でいけばどこにあって、これも幾つあるのか、せっかくですから教えていただけますか。

○藤村委員長 暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時45分 開議

- ○藤村委員長 休憩を閉じて会議を再開します。
- **○吉武高齢福祉課長** 大変申し訳ないんですけど、正確な数字を、今、持ち合わせておりません。一応、今、四十数か所になっている、令和元年度に38で、令和4年度、45を目標に、今やっておったというのは持っておるのですが、正確な数字を持ち合わせておりません。来年度は52か所を目標に、体操の団体を増やしていきたいというふうに考えておるところでございます。申し訳ございません。
- ○阿部高齢福祉課主幹 大変申し訳ございません。現在、53か所の場所で体操をしております。

以上です。

- **〇吉武高齢福祉課長** 447ページの④のところの地域リハビリテーション活動支援事業のところになります。ここに書いてある住民主体の介護予防教室というものが、元気アップ体操というものになります。
- 〇田中(健)委員 これは確かDVDか何かを使ってやるんだったと思うんですが、これは特に運営に対する補助みたいなものはあるんですか。
- **〇吉武高齢福祉課長** 先ほどのところで、加えて、訂正というか追加であるんですけれど も、実は、この元気アップ体操というのは、2つの事業に予算が分かれておりまして……。

午前11時50分 開議

- ○藤村委員長 休憩を閉じて会議を再開します。
- **〇吉武高齢福祉課長** 申し訳ございません、先ほど言いました地域リハビリテーション活動支援事業のところでございますが、これはあくまで介護予防教室、元気アップ体操のほうに福祉専門職のリハビリ職を派遣する予算がこちらのほうに上がっております。

もう一つございまして、予算参考資料、同じく447ページのところの、(2)の②地域介護予防活動支援事業というところの予算のほうに、実は先ほど議員がおっしゃった、体操に対する補助というほどのものではないのですが、一つは補助として出しているのは、DVDプレイヤーの購入費の補助、これを補助金のほうの予算として持っております。それと、同じく図書というところに予算を計上しておりますのは、実は元気アップ体操というのを同じのばかりやっていると飽きがくるということのお声が大変多いので、その他の体操のDVDを購入する予算を計上させていただいております。以上でございます。

〇田中(健)委員 すみません、思わぬ時間を取りましたけれども、私のおります地域でも、高齢の方がかなり楽しみにして集まって、コロナの期間はそれができないので非常に残念がって、各家庭で見れるように、テレビの番組でありましたけれども、そういう形でありますので、これなどは介護予防に大きな役目を果たすのではないかと思って、ぜひこれを広げていただきたいということを要望しようと思って質問いたしました。お時間を取りました。

すみません、1つほど聞き忘れていたのですが、徴収の関係で、介護保険料は年金から 天引きの方が圧倒的に多いわけですけれども、これは年金の金額が幾ら以下の方が特別徴 収にならなくて、納付する形になるのでしたか。全体でいけば数は少ないと思うのですが、 参考までに教えていただけますか。

○吉武高齢福祉課長 年金からの特別徴収 ── 天引きは、年間の年金額が18万円以上の方について、年金から天引きしてお納めいただいているところでございます。

以上でございます。

〇田中(健)委員 年間18万円ということになると、月に1万5,000円ですから、 そこから介護保険料もかなり低い水準に抑えられたものだと思うのですが、この辺、住民 との関係が難しくならないように、御配慮を願いたいということだけお願いしておきたい と思います。 ○藤村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 ないようですので、質疑を終結し、議員間討議を行います。

[「進行」と呼ぶ者あり]

- ○藤村委員長 ないようですので、議員間討議を終結し、討論を求めます。
- ○清水委員 ただいま議題となっております。議案第37号令和5年度防府市介護保険事業特別会計予算について反対の立場を表明いたします。

新年度は第8期介護保険事業計画の3年目ということでございますが、第8期への見直しの際に、所得段階区分を11段階から12段階とし、さらに所得金額を区分変更して負担が増える方について、さらに増やすことは甚だ疑問だということから反対いたしました。令和5年度も引き続き、このことに基づいた予算編成でございますので、反対の立場を表明し、討論とさせていただきます。

○藤村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案につきましては、反対の意見がございますので、挙手による採決といたします。

議案第37号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○藤村委員長 ありがとうございます。挙手多数でございます。よって、議案第37号につきましては、原案のとおり承認されました。

それでは、ここで昼食のため、1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時 開議

- 議案第47号 防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及 び防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例中改正について
- 議案第48号 防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及 び防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例中改正について
- ○藤村委員長 それでは休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

続きまして、議案第47号及び議案第48号の2議案を一括議題といたします。まず、

議案第47号防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び防府 市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正について、執 行部の補足説明を求めます。

○松村健康福祉部次長 それでは御説明いたします。

議案書の299ページをお願いします。防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正についてでございます。

この案は、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改正されることに 伴いまして、本市の条例についても同様の必要な改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、305ページをお願いします。

まず、防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてです。 改正の内容は3点ございます。

改正の1点目は、条例第7条の2、安全計画の策定に関するものでございます。家庭的保育事業者等に対して、児童の安全の確保に関する計画の策定等を義務づけるものを新たに追加しております。

次に、306ページをお願いします。

改正の2点目は、条例第10条、インクルーシブ保育に関する改正でございます。家庭 的保育事業者等が他の社会福祉施設を併設する場合に、必要な保育士や面積を確保するこ とを前提に、設備の共有や職員の兼務を可能とできるよう、規定を見直すものでございま す。

次に、改正の3点目は、条例第14条、安全管理等に関する規定でございます。感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修訓練を実施することを努力義務とするものでございます。

次に、307ページをお願いします。

続いて、防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。こちらも改正は3点ございます。

改正の1点目は、先ほどと同様、安全計画の策定に関する改正です。放課後児童健全育成事業者に対し、安全計画を策定することを義務づけるもので、条例第6条の2を新たに追加しております。

続いて、308ページをお願いします。

改正の2点目、業務継続計画に関する改正でございます。放課後児童健全育成事業者に 対して、業務継続計画を策定・周知し、そして必要な研修訓練を定期的に実施することを 努力義務とするもので、条例第12条の2を新たに追加しております。

続いて、309ページをお願いします。

改正の3点目、衛生管理に関する改正でございます。放課後児童健全育成事業者に対して、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修訓練を実施することを努力義務とするもので、条例第13条に規定を追加しております。

議案第47号につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- ○藤村委員長 それでは、執行部の補足説明に対する質疑を求めます。
- **〇田中(健)委員** 安全計画あるいは業務継続計画を定めたりということでいいわけですけれども、安全計画については、これは義務づけということになっているんですが、それを担保するのは、市に調査するだとか、そういう権限が同時に法律か何かで与えられているんでしょうか。
- ○桑原子育て支援課長 お答えいたします。

そこまでは決まっていないと思うんですが、ただ、監査等がございますので、そのようなときには必ず確認されるようになると思います。

- ○藤村委員長 ほかにございませんか。
- **〇石田委員** さっき御説明の中でインクルーシブとあったのですが、できれば遊具とかは 説明もあったけれども、日本語を使ってほしいですね。お願いします。
- ○桑原子育て支援課長 私もそう思っているところでございます。国のほうから、こういう言葉が出ておりまして。とても思うところでございます。
- ○藤村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 ないようですので、次に、議案第48号防府市家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例及び防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例中改正についてを議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○松村健康福祉部次長 続いて、議案第48号について御説明いたします。議案書の 311ページをお願いいたします。

本案につきましても、先ほどの議案第47号と同様、国の基準が改正することに伴いま して、本市の条例についても必要な改正を行おうとするものでございます。

317ページをお願いします。

初めに、防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてで

ございます。改正内容につきましては、次の318ページをお願いします。

第7条の3でございます。家庭的保育事業者等が送迎バス等を運行する場合に、子ども の所在確認及び送迎バスへの安全装置の装備を義務づけるものでございます。こちらの規 定を新たに追加しております。

次に、防府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。ページお戻りいただきまして、313ページをお願いします。313ページの後ろから4行目でございます。放課後児童健全育成事業者が送迎バス等を運行する場合に、子どもの所在確認を義務づけるもので、第6条の3、こちらの規定を追加しております。

御説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤村委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 それでは質疑を終結し、2議案を一括して議員間討議を行います。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 ないようですので、議員間討議を終結し、一括して討論を求めます。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案につきましては、これを承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第47号及び議案第48号の2議案につきましては、原案のとおり全員一致で承認されました。

議案第50号 防府市犯罪被害者等支援条例中改正について

○藤村委員長 続きまして、議案第50号防府市犯罪被害者等支援条例中改正についてを 議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○松村健康福祉部次長 議案第50号防府市犯罪被害者等支援条例中改正について御説明いたします。

議案書の343ページをお願いします。

本市では、平成25年に県内でいち早く犯罪被害者等支援条例を施行し、犯罪被害者と、 その御家族への支援に努めてまいりました。その後、9年が経過し、犯罪被害者等が経済 的困窮に陥ることや、SNS等による根拠のないうわさや誹謗中傷など、二次的被害を受 けるという新たな課題が生じてきたことから、被害者の心身及び生活の安定を図るととも に、被害者支援について、理解をこれまで以上に促進するため、条例を改正しようとする ものでございます。

改正の主な内容につきましては、351ページをお願いします。

初めに、第2条におきまして、性犯罪、二次的被害、再被害等の定義を新たに追加して おります。

次に、352ページをお願いします。

第3条及び第5条から第7条にかけまして、二次的被害、再被害に関する内容を追加するとともに、犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者、学校等が一体となって推進されなければならない旨を新たに追加しております。

次に、353ページの第9条から354ページの第11条にかけまして、支援金の中に 性犯罪被害支援金を新たに加えております。

次に、357ページをお願いします。

357ページの第16条でございます。被害者等に対して、市が経済的負担の軽減に対する助成を行う、こちらの条項を新たに追加しております。なお、助成の内容の詳細につきましては、規則で定めることとしております。

主な改正内容についての御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し 上げます。

- ○藤村委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。
- 〇田中(健)委員 これについては、かなり全面的な改正でありましたので、昨年の 12月6日の全員協議会で説明がありましたが、そのときに示された素案と比べると、今 回の条例改正案は若干異なっておりますが、この辺について、どういうお考えで修正され たのか、お示し願えればと思うのですが。
- ○栗原社会福祉課長 お答えいたします。

12月6日、パブコメ前の御説明ということで、全協のときに御説明させていただきました。パブコメのときには、一般の市民の方からは御意見はいただかなかったんですけれども、なお、さらにその中で、例えば市民という定義を条例中に載せていたんですが、これを規則のほうへ載せようじゃないかというところも含めまして、載せるか、載せないかというところも含めまして、市民は基本的には住民票をつけている者というところで、条例ではそこまで表現して、いろいろな事情があり市内に居住している、あるいは居住の実態があるという諸所の事情がある場合は、規則のほうで運用していこうかなというふうに思っております。ここは大きなものを入れるのをためらいました。

さらに、支援金の支給、いわゆる性犯罪というところを載せておったんですけれども、 さらに性犯罪被害の支援金、10万円、5万円というところが、詳しく載せて、こういっ た場合は10万円、こういった場合は5万円というのを、さらに刑法上で詳しく載せたほ うがいいのではないかというところで、ここは、さらに詳細に載せるという形で、第 11条、支援金の額の第1項第3号のところに載せております。

あとは、さらに第13条で支援金を支給しないことができる場合というところも、詳しく、犯罪行為、教唆あるいは犯罪を誘発する行為という言葉を整理しながら、一つ一つ示していくという形にしております。

さらに助成のほうの16条については、13条の規定による支援金を支給しないことができる場合を準用するという形で、さらに詳しく、もし見られた方が、そごがないようにというところで詳しく載せております。大体、主なところは、見られたときに、そご、あるいは勘違い等が発生しないような形で、詳細に載せておるという部分もございました。以上です。

〇田中(健)委員 丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。全員協議会の資料と今回の議案を見比べた場合に、微妙に違っておりましたので、その辺を確認の意味でお聞きいたしました。

確かに、市民の定義は、前回が例外的なというのか、ただし書的なところが、細かく、 アから始まって、カまで行っているから6つあるわけですね。6つありましたけれども、 その辺はシンプルになっていいと思います。

それから、性犯罪のところは、確かに5万円、10万円というふうに書いてあったのが、今回のものでは、アとイという形で分けて、アについては10万円、イについては5万円という形で、354ページにあるわけですが、それで前半の、この者というのは、大体どういう者を指すわけでしょうか。

- ○栗原社会福祉課長 この者というのは、アとイに分かれている部分の、イの部分の犯罪 以外の被害という、この以外の部分というところでございます。
- **〇田中(健)委員** アとイというのはどういうものを指すのか。アはどういったものですか。
- **〇栗原社会福祉課長** お答えいたします。

アにつきましては、10万円の規定でございますが、刑法の177条、強制性交、それから178条準強制性交です。強制性交については10万円、強制わいせつにつきましては、イの5万円という形で、すみ分けをしております。そして、先ほど言った、アの強制性交の未遂につきましては、イの5万円ということで、すみ分けをしております。

以上です。

○藤村委員長 ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 ないようですので、質疑を終結し、議員間討議を行います。

[「進行」と呼ぶ者あり]

- ○藤村委員長 ないようですので、議員間討議を終結し、討論を求めます。
- 〇田中(健)委員 この条例改正は、防府市が、県内でいけば先駆的に条例をつくられたということで、評価をし、そしてそれをまた今の新しい形にバージョンアップされたというか、そういうものとして、この条例改正には賛成をしますが、ただ、ちょっと気になるところは、その後、全国でつくられた条例と見比べると、やや洗練されていないというのか、それは、例えば、第2条の1の犯罪行為の定義、これは議案改正には今回係らない部分ですが、細かく条文があげつらってあります。それから、性犯罪についても、こういう形で細かく書いてあります。分かりやすい意味で、こういうふうに出すのはいいのかもしれませんが、例えば、今、性犯罪については、刑法の改正が閣議決定をされて、名前も変わっていくと。そうなりますと、これも、多分、条文を近いうちにまた、それに伴って改正をしないといけない。こういうところのたびにするというのも大変なので、最近の比較的新しい条例は、具体的にこういう形で示さないで、それはむしろ規則の改正か何かで対応できるようにしております。それがスマートな条例だろうと思いますので、今後は、そういった全国の条例を少し参考にして、次の改正のときには、そういう意味で防府市の条例もバージョンアップしていただきたいということを要望して賛成をいたします。
- ○藤村委員長 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 50号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第50号については、原案のと おり全員一致で承認されました。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 5時 再開

○藤村委員長 引き続き、教育民生委員会に戻りまして、閉会中の継続調査について御協

議をお願いいたします。

前回からの懸案事項として、学校教育について、文化財保存・活用について、障害者福祉について、介護保険事業について、児童福祉について、公民館について、生涯学習について及び健康福祉についてを継続調査としておりましたが、新年度事業を含めまして、新たに追加する事項等がございましたらお願いいたします。

○田中(健)委員 2つ目の文化財保存・活用については、所管が今度変わりますので、 これは有無を言わさず削除しないとしようがないと思います。

それで、あとは所管に加えるかどうかは別にして、青少年科学館です。私、12月議会で一般質問をして、その後、あそこの考え方もと思って話を聞きに行ったときに、できて25年たつので、いろいろと館を見てほしいとかいうようなことも、ちょっとありました。だから、それで青少年科学館は、今の年度に教育委員会、教民に来て、それまでは別の部署だったのですが、1年遅れですけど、これで入れてもらってもいいのかなと思ったりもしますが。

- ○藤村委員長 今、田中委員から青少年科学館ソラールを調査事項として追加してはいかがかというお話でございます。
- **〇田中(健)委員** 生涯学習に含まれるというふうに言われれば、所管の課は生涯学習課ですから、それでもいいのかもしれません。
- ○藤村委員長 どうしますか。
- ○田中(健)委員 ちょっと皆さんのお話を聞いてください。
- **○石田委員** それはいいと思うんですけど。さっき言われた学校給食もええと思うんです。 やっぱり、こっちからつつかんと動かんし、今、委託で受けているのは県外の企業なので、 やっぱりなるべく地元でお金がちゃんと回ったりする仕組み、県外が受けているようなも のは、全部本当は見直していくべきなんです、と思うんで、こっちがそれなりに項目を挙 げれば、向こうも少しは本気で考えてくださるのかなと思っています。
- ○藤村委員長 学校教育について、学校給食について、2つ。その行革とかそういうこと じゃなくて、学校給食全体について。今いろんな、セルビア給食があったりとか、いろい ろ学校給食も特色があるので。

学校のことについては、ここしかないといえば、ないので。食育も含めた。どうですか、 皆様。

○河村副委員長 閉会中審査の報告なんで、ここでは項目は、大きくソラールの生涯学習で、今の給食も学校教育についてでいいんじゃないかと思います。実際にそれをどうしていくのかというのは、またその中で考えればいいことであって。そこで特出ししたからと

いって、閉会中審査の項目なんで、あまりようけ並べても。なかなか、皆上げていかんに やあいけんようになる。今も部活動とかもあったし、何かもうそれでいいんじゃないかと 思うんですけど。

- ○藤村委員長 学校教育に入れて。
- **〇河村副委員長** 学校教育に含まれるというスタンスでいいと思います。
- ○藤村委員長 じゃあ、そのように。学校給食については、学校教育についての中に含めて、青少年科学館ソラールについては、生涯学習についての中に含めて、閉会中の調査事項として継続することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

では皆様、閉会中もどんどん活動してまいりますので。

それでは、まとめます。学校教育について、障害者福祉について、介護保険事業について、児童福祉について、公民館について、生涯学習について、健康福祉についてを当委員会の調査事項として、閉会中も調査を継続することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○藤村委員長 御異議ないものと認めます。よって、防府市議会会議規則第108条に基づき、議長に申出をいたします。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時08分 閉会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年3月15日

防府市議会教育民生委員会委員長 藤村 こずえ